

さんじょうししょう 障がいのある人 ひとり ひとり とも じぶん ぐ  
三条市 障がいのある人 ひとり ひとり とも じぶん ぐ  
のまちづくり じょうれい 条例

もくじ  
目次

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう  
第 1 章 総則 (第 1 条 ・ 第 2 条 )

だい しょう きほんりねんお せきむとう だい じょう だい じょう  
第 2 章 基本理念及び責務等 (第 3 条 一第 5 条 )

だい しょう さべつ かいしょう  
第 3 章 差別の解消

だい せつ さべつ きんし だい じょう だい じょう  
第 1 節 差別の禁止 (第 6 条 ・ 第 7 条 )

だい せつ さべつ じごたいおうさく だい じょう だい じょう  
第 2 節 差別の事後対応策 (第 8 条 一第 13 条 )

だい しょう きょうせいしゃかい じつげん む きほん しさく だい じょう だい じょう  
第 4 章 共生社会の実現に向けた基本施策 (第 14 条 一第 20 条 )

だい しょう ざつそく だい じょう  
第 5 章 雑則 (第 21 条 )

ふそく  
附則

だい しょう そうそく  
第 1 章 総則

もくてき  
(目的)

だい じょう じょうれい ほんし さべつ かいしょう すいしん  
第 1 条 この条例 は、本市における差別の解消 の推進 に

かん きほんりねん さだ し しみんおよ じぎょうしゃ せきむ やくわり あき  
関し基本理念を定め、市、市民及び事業者 の責務や役割 を明らかに

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
するとともに、障 害を理由とする差別の消 滅の推進に関する

ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう いか ほう だい じょう  
法律 (平成 25 年 法律 第 65 号。以下「法」という。) 第 14 条

きてい そうだんおよ ふんそう ぼうしまた かいけつ たいせい せいび  
に規定する相談 及び紛争 の防止又は解決 のための体制 の整備

なら ほうだい じょう きてい けいはつかつどう じっし かん ひつよう  
並びに法 第 15 条 に規定する啓発 活動 の実施に関し必要 な

じこう さだ しょう ひと ひと とも じぶん  
事項を定めることにより、障 がいのある人 もない人 も共に自分らし  
く くらすことのできる社会 (以下「共生 社会 」という。) の実現  
きよ もくてき  
に寄与することを目的とする。

ていぎ  
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ  
第 2 条 この条例 において、次 の各号 に掲げる用語 の意義は、  
とうがいかくごう さだ  
当該 各号 に定めるところによる。

- (1) しょう がい しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう  
障 がい 身体 障 がい、知的障 がい、精神 障 がい、  
はったつしょう なんびょう きいん しょう た しんしん きのう  
発達 障 がい、難病 に起因する障 がいその他の心身 の機能  
しょう  
の障 がいをいう。
- (2) しゃかいてきしょうへき しょう にちじょうせいかつ  
社会的 障壁 障 がいがあることにより、日常 生活  
また しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい  
又は社会 生活 を営 む上で障 壁 となるような社会 における  
じぶつ せいど かんこう かんねん たいっさい  
事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) しょう がいのある人 ひと しゃかいてきしょうへき にちじょうせいかつ  
障 がいのある人 社会的 障壁 により、日常 生活  
また しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい もの  
又は社会 生活 に相当 なる制限 を受ける状態 にある者 をいう。
- (4) ふとう さべつてきとりあつか しょう ひと たい せいとう  
不当な差別的取 扱い 障 がいのある人 に対して正当 なる  
りゆう しょう また しょう かんれん じゅう りゆう  
理由なく、障 がい又は障 がいに関連 する事由を理由として、  
しょう ひと はいじよ けんり こうし せいげん  
障 がいのある人 を排除 すること、その権利の行使を制限 する  
こと、その権利を行使する際 に条件 を付けることその他の障 がい  
しょう  
のある人 に対して不利な取 扱い をすることをいう。

(5) 合理的配慮障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去について、必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）を講ずることをいう。

(6) 差別不当な差別的取扱いをすることにより障がいのある人の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないことをいう。

(7) 事業者市内において営利目的であるか又は非営利目的であるかを問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(8) 障がいの社会モデル障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

第2章 基本理念及び責務等

(基本理念)

第3条 この条例による差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を

きょうゆう こじん そんちょう ちいき じりつ せいかつ いとな  
享有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む

けんり ほしょう  
権利が保障されること。

(2) しょう ひと しゃかい こうせい いちいん しゃかい  
障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、  
けいざい ぶんか た ぶんや かつどう さんか きかい かくほ  
経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され  
ること。

(3) し しみんおよ じぎょうしゃ しょうがい ひと い およ おも  
市、市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさ及び思い  
りかい ごうりてきはいりよ せきむ やくわり  
を理解し、合理的配慮をするよう、それぞれの責務や役割を  
は  
果たすこと。

(4) しょう ひと しょう くわ せいべつ ねんれい  
障がいのある人は、障がいがあることに加え、性別、年齢そ  
た よういん とく こんなん じょうきょう お ばあい  
の他の要因により特に困難な状況に置かれている場合には、  
じょうきょう おう てきせつ はいりよ  
その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(5) しょう ひと かのう かぎ げんご しゅわ ふく た  
障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の  
いし そつう しゅだんおよ じょうほう しゅとくまた りよう  
意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための  
しゅだん せんたく きかい かくほ いし けつてい  
手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思決定を  
おこな こんなん ばあい ひつよう しえん う  
行うことが困難な場合には必要な支援が受けられること。

(6) さべつ かいしょう しょう およ しょう ひと たい ごかい  
差別の解消は、障がい及び障がいのある人に対する誤解、  
へんけん たりかい ふそく かいしょう じゅうよう かんが  
偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、  
たよう ひとびと ちいきしゃかい こうせい きほんにんしき  
多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識  
もと しみんおよ じぎょうしゃ そうごりかい すす しょう しょう  
の下に、市民及び事業者が相互理解を進め、障がい、障がい

ひとおよ しょう しゃかい かん りかい ふか  
のある人 及び障 がい の 社 会 モデル に関する理解 を 深める ことを  
きほん すいしん  
基本 として 推進 すること。

(7) さいがいじ しょう ひと あんぜん かくほ  
災害 時 において 障 がい の ある 人 の 安全 を 確保 するため、  
ちいき さいがいじ しえんたいせい せいびおよ さいがいじ  
地域 における 災害 時 の 支援 体制 の 整備 及び 災害 時 における  
てきせつ しえんかつどう おこな  
適切 な 支援 活動 が 行われる こと。

し せきむ  
(市の責務)

だい じょう し きほんりねん さべつ かいしょう すいしん  
第 4 条 市は、基本理念 に のっとり、差別 の 解消 を 推進 すると  
きょうせいしゃかい じつげん しさく すいしん  
ともに、共生 社会 を 実現 するための 施策 を 推進 しなければなら  
ない。

し ぜんこう しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう  
2 市は、前項 の 施策 の 推進 に 必要 な 財政 上 の 措置 を 講ずる よ  
つと  
う 努める もの と する。

しみんおよ じぎょうしゃ やくわり  
(市民 及び 事業者 の 役割 )

だい じょう しみんおよ じぎょうしゃ しょう しょう ひとおよ  
第 5 条 市民 及び 事業者 は、障 がい、障 がい の ある 人 及び  
しょう しゃかい かん りかい ふか さべつ  
障 がい の 社 会 モデル に関する理解 を 深めるとともに、差別 を  
かいしょう とりくみ し いったい おこな つと  
解消 する 取組 を 市 と 一体 と なって 行う よう 努める もの と する。

しみんおよ じぎょうしゃ しょう ひと い およ おも  
2 市民 及び 事業者 は、障 がい の ある 人 の 生きづらさ 及び 想いを  
りかい しょう ひと こうりゅう ふか つと  
理解 し、障 がい の ある 人 と の 交流 を 深める よう 努める もの と する。

だい しょう さべつ かいしょう  
第 3 章 差別 の 解消

だい せつ さべつ きんし  
第 1 節 差別 の 禁止

さべつ きんし  
(差別の禁止)

だい じょう なんびと さべつ  
第6条 何人も、差別をしてはならない。

しまた じぎょうしゃ しょう ひと たい つぎ かか こうい  
2 市又は事業者は、障がいのある人に対し、次に掲げる行為を  
してはならない。

(1) ふくし ていきょう ばあい おこな つぎ かか  
福祉サービスを提供する場合において行う次に掲げる  
こうい  
行為

ア ふくし りょう かん てきせつ そうだんおよ しえん おこな  
福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行わ  
れることなく、しょう ひと いし はん にゅうしょせつ  
障がいのある人の意思に反して、入所施設に  
おけるせいかつ きょうせい  
おける生活を強制すること。

イ せいとう りゆう ふくし ていきょう きよひ また せいげん  
正当な理由なく、福祉サービスの提供を拒否し、又は制限  
すること。

(2) いりょう ていきょう ばあい おこな つぎ かか こうい  
医療を提供する場合において行う次に掲げる行為

ア ほうれい とくべつ さだ ばあい のぞ しょう ひと  
法令に特別の定めがある場合を除き、障がいのある人の  
いし はん ちょうきかん にゅういん た いりょう う  
意思に反して長期間の入院その他の医療を受けることを  
きょうせい また かくり  
強制し、又は隔離すること。

イ せいとう りゆう いりょう ていきょう きよひ また せいげん  
正当な理由なく、医療の提供を拒否し、又は制限するこ  
と。

(3) しょうひん はんばいまた ていきょう ばあい  
商品の販売又はサービスの提供をする場合において、

せいとう りゆう しょうひん はんばいまた ていきょう きよひ  
正当な理由なく、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、

また せいげん  
又は制限 すること。

(4) ろうどうしゃ こよう ばあい おこな つぎ かか こうい  
労働者 を雇用する場合において行 う次に掲げる行為

ア ろうどうしゃ ぼしゅうまた さいよう あ せいとう りゆう おうぼ  
労働者 の募集 又は採用 に当たり、正当 な理由なく、応募  
また さいよう きよひ また せいげん  
又は採用 を拒否し、又は制限 すること。

イ せいとう りゆう ちんぎん ろうどうじかん はいち しょうしん こうかく  
正当な理由なく、賃金、労働時間、配置、昇進、降格、  
きょういくくんれん ふくりこうせい た ろうどうじょうけん ふり  
教育訓練、福利厚生 その他の労働 条件 について不利な  
とりあつか  
取扱いをすること。

ウ せいとう りゆう かいこ また たいしょく きょうせい  
正当な理由なく、解雇し、又は退職 を強制 すること。

(5) きょういく おこなばあい おこな つぎ かか こうい  
教育 を行う場合において行 う次に掲げる行為

ア しょう ひと ひつよう みと てきせつ しどうおよ しえん  
障 がいのある人 に必要 と認められる適切 な指導及び支援  
う きかい ていきょう  
を受ける機会を提供 しないこと。

イ しょう ひと も ほごしゃ がっこう きょういくほう  
障 がいのある人 若しくはその保護者（学校 教育法

しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい ほごしゃ  
（昭和 22年 法律 第 26号）第 16条 に規定する保護者をいう。

いか おな いけん き も いし せんちよう また  
以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を尊重 せず、又はこ

もの ひつよう せつめい おこな にゆうがく がっこう  
れらの者 に必要 な説明 を行 わずに、入 学する学校

どうほうだい じょう きてい がっこう けつてい  
（同法 第 1 条 に規定する学校をいう。）を決定すること。

(6) ふとくていたすう もの りよう きょう たてもん た しせつ  
不特定 多数の者 の利用に供 されている建物 その他の施設

また こうきょうこうつうきかん しょう ひと りよう ばあい  
又は公共 交通 機関を障 がいのある人 が利用する場合におい

せいとう りゆう りよう きよひ また せいげん  
て、正当 な理由なく、その利用を拒否し、又は制限 すること。

(7) 不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、正当な理由なく、障がいのある人を区別し、排除し、制限し、その他差別すること。

(合理的配慮の提供)

第7条 市、市民及び事業者は、障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮を行わなければならない。

## 第2節 差別の事後対応策

(相談)

第8条 何人も、市又は市が委託する相談機関(以下「相談機関」という。)に対し、次に掲げる事項について相談することができる。

- (1) 差別に関すること。
- (2) 不当な差別的取扱いに関すること。
- (3) 合理的配慮に関すること。
- (4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であつて、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関すること。



2 市又は相談 機関は、前項 の規定による相談 を受けた場合は、  
事実の確認 を速やかに行 うとともに、必要 に応じて次に掲げる  
対応 を行 うものとする。

(1) 前項の相談をした者（以下「相談者」という。）  
、障がいのある人又は支援者（障がいのある人の保護者、保護者以外の  
家族その他の当該障がいのある人を支援する者をいう。以下  
同じ。）に対し、必要な説明及び情報の提供 を行 うこと。

(2) 相談者、障がいのある人又は支援者に対し、相談 に関係す  
る行政 機関又は利用できる制度を紹介 すること。

(3) 相談 に関係する行政 機関又は利用できる制度の実施  
主体 へ相談に係る事実を通知すること。

(4) 相談に係る当事者の主張 の聴取、利害の調整 その他  
解決 に向けた調整 を行 うこと。

(5) 相談者、障がいのある人又は支援者 に対して次条 第 1 項 に  
規定する申立ての支援をすること。

(助言 又はあっせんの申立て)

第 9 条 相談者、障がいのある人又は支援者は、前条 第 2  
項 第 4 号の規定による調整後も、なお解決されない場合は、市  
に対し、その解決のために必要な助言又はあっせんの申立て（以下「申

た  
立て」という。)をすることができる。

2 支援者が申立てをしようとする場合において、前条第1項の  
相談の当事者(以下「当事者」という。)である障がいのある  
人の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立て  
をすることができない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申立てをす  
ることができない。

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令  
により審査請求その他の不服申立てができるとき又は当該  
不服申立てができる期間が経過したとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあつ  
ては、その行為の終了した日)から3年を経過しているとき(3  
年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを  
得ない理由があるときを除く。)

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

ちょうさ  
(調査)

第10条 市は、申立てがあつた場合は、当該申立てに係る事実  
について調査を行い、又は相談機関に必要な調査を行わせる  
ことができる。

2 前項の調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を  
のぞき、同項の調査に協力しなければならない。

じよげんまた  
(助言 又はあっせん)

だい じょう し ぜんじょうだい こう ちょうさ けっか ひつよう  
第 11 条 市は、前条 第 1 項 の調査 の結果、必要 があると  
みと ばあい さんじょうししょう りゆう さべつかいしょう  
認める場合は、三条市 障 がいを理由 とする差別解消 のための  
ちょうせいいいんかい いか ちょうせいいいんかい たい とうじしゃ  
調整 委員会 (以下「調整 委員会 」という。) に対し、当事者  
たい じよげんまた ようひおよ ないよう しもん  
に対する助言 又はあっせんの要否 及び内容 について諮問するもの  
とする。

2 調整 委員会 は、前項 の諮問に係る審議のために必要 があると  
みと ばあい とうじしゃ た しんぎ ひつよう もの たい しゅつせき  
認める場合は、当事者その他の審議に必要 な者 に対し、その出席  
もと せつめいも いけん き また しりょう ていしゅつ もと  
を求めて説明 若しくは意見を聴き、又は資料 の提出 を求めるこ  
とができる。

3 市は、調整 委員会の意見を尊重 し、当事者 に対し、助言 又は  
あっせんを行 うものとする。

かんこくおよ じじつ こうひょう  
(勧告 及び事実の公表 )

だい じょう し ぜんじょうだい こう きてい じよげんまた  
第 12 条 市は、前条 第 3 項 の規定により助言 又はあっせんを  
おこな ばあい さべつ みと もの せいとう りゆう  
行った場合において、差別をしたと認められる者 が正当 な理由なく  
じよげんまた したが ひつよう みと  
その助言 又はあっせんに従 わず、必要 と認めるときは、これらに  
したが かんこく  
従 うよう勧告 することができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

3 市は、前項の規定による公表をしようとする場合は、公表に係る者に対しあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく市の定める期日までに意見を述べない場合は、直ちに前項の規定による公表をすることができる。

（調整委員会の設置等）

第13条 市は、差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、調整委員会を設置する。

2 調整委員会が所掌する事務は、第11条第1項の規定による諮問に応じて審議することとする。

3 前2項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 共生社会の実現に向けた基本施策

（情報・コミュニケーション支援）

第14条 市は、障がいのある人が自ら選択する意思疎通の手段を利用できるよう、意思疎通の手段の普及啓発及び利用の拡大を

しえん 支援するとともに、いし そつう かか そうだん うけつけおよ しえん おこな  
意思疎通に係る相談 の受付 及び支援を行うもの  
とする。

2 市及び事業者 は、いし そつう はか こんなん しょう  
意思疎通を図ることが困難 な障 がいのある  
ひと たい にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ ひつよう  
人に対し、日常 生活 又は社会 生活を営 む上で必要 なサー  
ビス及び情報 を提供 する 場合並びに意思疎通を図ることが  
こんなん しょう ひと しょうほう う ばあい しょう  
困難 な障 がいのある人 から情報 を受ける場合は、その障 がい  
の特性 を理解し、ごうりてきはいりよ おこな  
合理的 配慮 を行 うものとする。

3 市は、しょう がいのある人 が情報 を円滑 に取得 することができ  
るよう するため、たよう いし そつう しゅだん しょうほう ていきょう  
多様な意思疎通の手段 による情報 の提供 に  
つと  
努めるものとする。

4 市は、さいがいがいじ た きんきゅうじ しょう ひと たい  
災害 時その他の緊急 時に、障 がいのある人 に対し、そ  
のしょう がい の特性 に応じた支援を行うとともに、いし そつう はか  
意思疎通を図ること  
が こんなん しょう ひと たい しょう とくせい  
困難 な障 がいのある人 に対し、その障 がい の特性 に  
おう しょうほうていきょう おこな  
応じた情報 提供 を行 うものとする。

しゅうちけいはつ じっし  
(周知啓発の実施)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ しょう およ しょう ひと  
第 15 条 市は、市民及び事業者 の障がい及び障がいのある人 に  
たい りかい ふか しょう ひとまた しえんしゃ そしき  
対する理解を深めるため、障がいのある人 又はその支援者 が組織する  
だんたい きょうどう けいはつかつどう たひつよう とりくみ すいしん  
団体 と協働 して、啓発活動その他必要な取組を推進する  
ものとする。

2 市は、共に学び育ち合う教育の重要性を考慮し、幼児、児童、生徒又は学生が障がい及び障がいのある人に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施するものとする。

しゃかいさんか そくしん  
(社会参加の促進)

第16条 市は、障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の活動に参加する機会を確保するとともに、障がいのある人が望む活動への参加を支援するものとする。

こうりゆうきかい そうしゅつ  
(交流機会の創出)

第17条 市は、障がいのある人とない人との相互理解を促進するための交流機会の創出又は拡大が図られるよう、必要な取組を支援するものとする。

しんりてきしえん  
(心理的支援)

第18条 市は、障がいのある人、障がいのある人の家族及びこれらの者に関わる周囲の者の抱える問題や悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて助言を行い、心の負担軽減を図るものとする。

にんしょう  
(認証)

第19条 市は、共生社会の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者を共生社会推進企業として認証するものとする。

のとする。

きょうぎかい せっち  
(協議会の設置)

だい じょう し ほうだい じょうだい こう きてい もと さんじょうし  
第 20 条 市は、法 第 17 条 第 1 項 の規定に基づき、三条市

ちいきじりつしえんきょうぎかい いか きょうぎかい せっち  
地域自立支援協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

2 きょうぎかい つぎ かか じこう きょうぎ おこな  
協議会 は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) さべつ かいしょう ひつよう とりくみ けんとうおよ ていげん  
差別を解消 するために必要な取組 の検討 及び提言 に  
かん じこう  
関する事項

(2) さべつ かいしょう ひつよう しさく じっしじょうきょう かくにん  
差別を解消 するために必要な施策 の実施状況 の確認  
およ みなおし ていげん かん じこう  
及び見直しの提言 に関する事項

(3) さべつ かいしょう とりくみ こうかてき えんかつ おこな  
差別を解消 する取組 を効果的 かつ円滑 に行うために  
ひつよう じこう  
必要な事項

だい しょう ざっそく  
第 5 章 雑則

いにん  
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい しこう  
第 21 条 この条例 に定めるもののほか、この条例 の施行に

かん ひつよう じこう きそく さだ  
関し必要な事項は、規則で定める。

ふ そく  
附 則

じょうれい れいわ ねん しこう  
この条例 は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。